

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類 (地方名称)	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	船舶の 数	漁業を営む者 の資格
えびこぎ網 漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	1	四海に漁業の 根拠地を有する者
貝けた網漁業	豊島虻崎から犬島を結んだ線以東で大角鼻から兵庫県明石を結んだ線以北の小豆郡北部及び東部の香川県海面	10月15日から 4月15日まで				
戦車こぎ網 漁業	香川・徳島県境元崎から兵庫県姫路市上島灯台中心点見通し線以西、さぬき市津田町鷹島頂上と小豆郡小豆島町風の子島頂上を結んだ線以東の海面および土庄町妙見崎西端と岡山県瀬戸内市青島東端を結んだ線以東の香川県海面（ただし、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く）	10月20日から 3月31日まで				
戦車こぎ網 漁業	金ヶ崎東端と兵庫県姫路市松島南端を結んだ線以北の海面及び土庄町妙見崎西端と岡山県瀬戸内市青島東端を結んだ線以東の香川県海面（ただし、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く）	4月1日から 4月30日まで				
板びき網漁業	小豆島北部の香川県海面（別紙図面）	4月1日から 12月31日まで				
板びき網漁業	播磨灘南部の香川県海面（別紙図面）	6月1日から 12月31日まで				

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月17日～同年2月23日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年3月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。

(イ) えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)

(ウ) 石よけを装着した漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)

(エ) たこつばなわ、延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。(板びき網漁業)

(オ) 延なわ漁業者と協調のうえ操業しなければならない。(戦車こぎ網漁業)

(カ) 柵網漁業を妨害してはならない。(戦車こぎ網漁業)

(キ) 操業時間は別表のとおりとする。(戦車こぎ網漁業、板びき網漁業、貝けた網漁業)

但し、4月20日から5月31日までの間は、15時以降は操業してはならない。(戦車こぎ網漁業)

(ク) 桁巾は258センチメートル以下の桁を使用すること。(戦車こぎ網漁業)

(ケ) 開口板は縦124センチメートル、巾60センチメートル以内の板を使用しなければならない。(板びき網漁業)

(コ) 桁巾は335センチメートル以下の桁を使用すること。(貝けた網漁業)

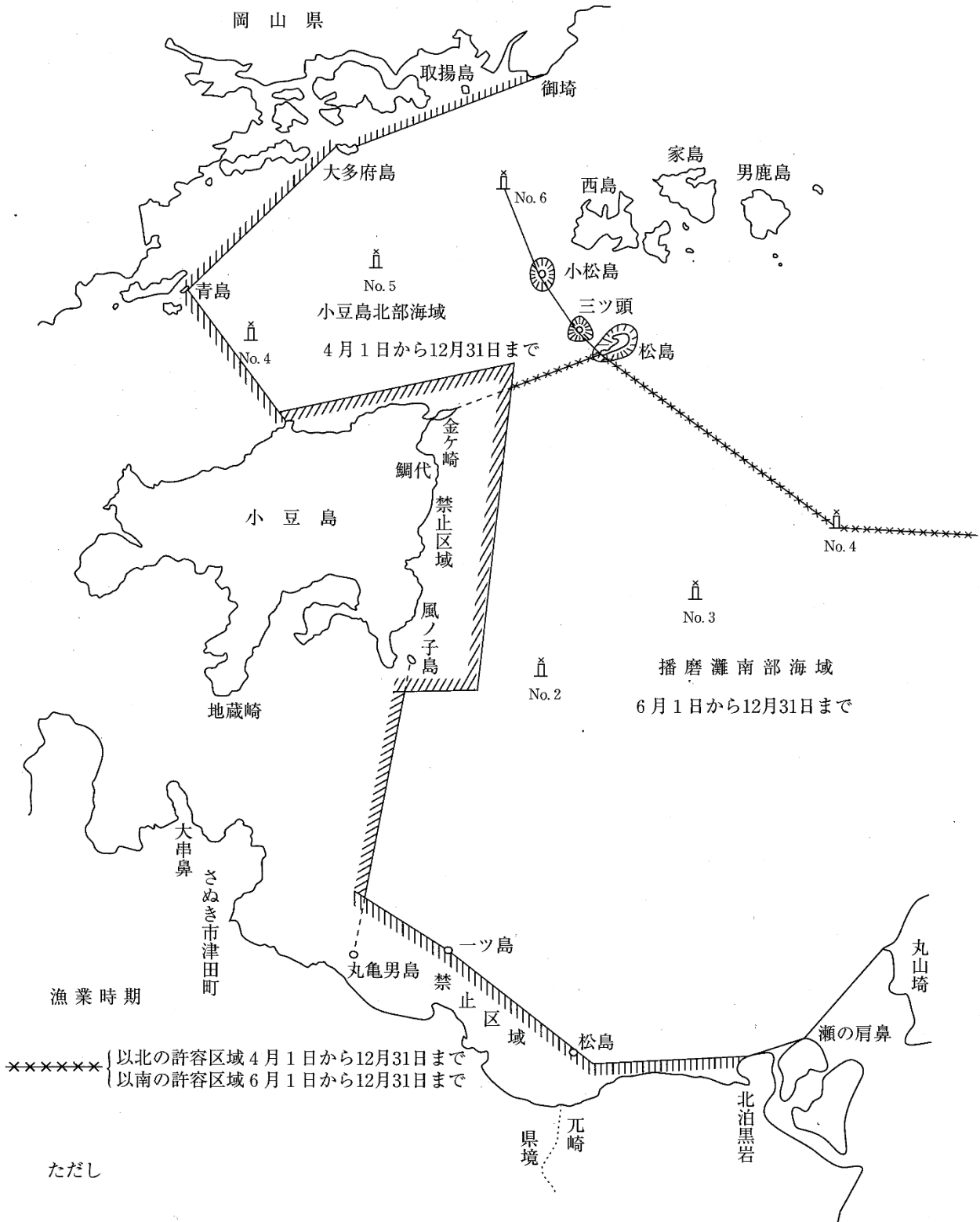
(サ) 使用する漁具は9節より大きい目合いの網を使用すること。(貝けた網漁業)

(シ) 桁の両側の錘は、前面横22センチメートル、縦20センチメートル、取付け部からの高さ15センチメートル以内の鉄製のものを使用すること。(貝けた網漁業)

(別表) 戦車こぎ網、板びき網漁業の操業時刻表

月	操業開始時刻	操業終了時刻
1月	6:00	18:00
2月	6:00	18:00
3月	5:00	19:00
4月	5:00	19:00
5月	4:00	20:00
6月	4:00	20:00
7月	4:00	20:00
8月	4:00	20:00
9月	5:00	19:00
10月	5:00	19:00
11月	6:00	18:00
12月	6:00	18:00

板びき網漁業区域および漁業期間



1. たい・さわら樹網・定置網漁業の漁期中は漁具から1,000メートル以内で操業してはならない。